

## 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）に対応して、旅館業法における事業譲渡に係る手続きが整備された。それに伴い、江東区事務手数料条例において、事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に係る承認申請手数料を新たに定める。

### 2 改正の概要

江東区事務手数料条例における「別表第4 保健所関係手数料（第6条関係）」の項中「又は第3条の3」を「、第3条の3又は第3条の4」に改める。

### 3 施行期日

規則で定める日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第3 (略)				別表第1～別表第3 (略)			
別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)				別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
2 旅館業法第3条の2又は第3条の3の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 9,700円	承認申請のとき	2 旅館業法第3条の2、第3条の3又は第3条の4の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 9,700円	承認申請のとき
(略)				(略)			
別表第5～別表第9 (略)				別表第5～別表第9 (略)			
				附 則			
				この条例は、規則で定める日から施行する。			